

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年7月12日号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成25年度の主な事業
- ◆事業進捗状況

- ◆都市計画（区域）及び事業計画の変更
- ◆事務所からのお知らせ

平成25年度の主な事業

【岩沢北部地区】

今年度の主な事業として、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などを予定しています。

道路整備については、昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線の整備を推進し、建物移転及び用地買収などを予定しています。

また、地区の東西における2つの下水道幹線として岩沢南部地区から北部地区へ西武池袋線をまたいで北上する道路整備を行います。

その他、地区の東部に位置する幅員6mの主要幹線道路整備のため、用地測量を実施します。（右図参照）

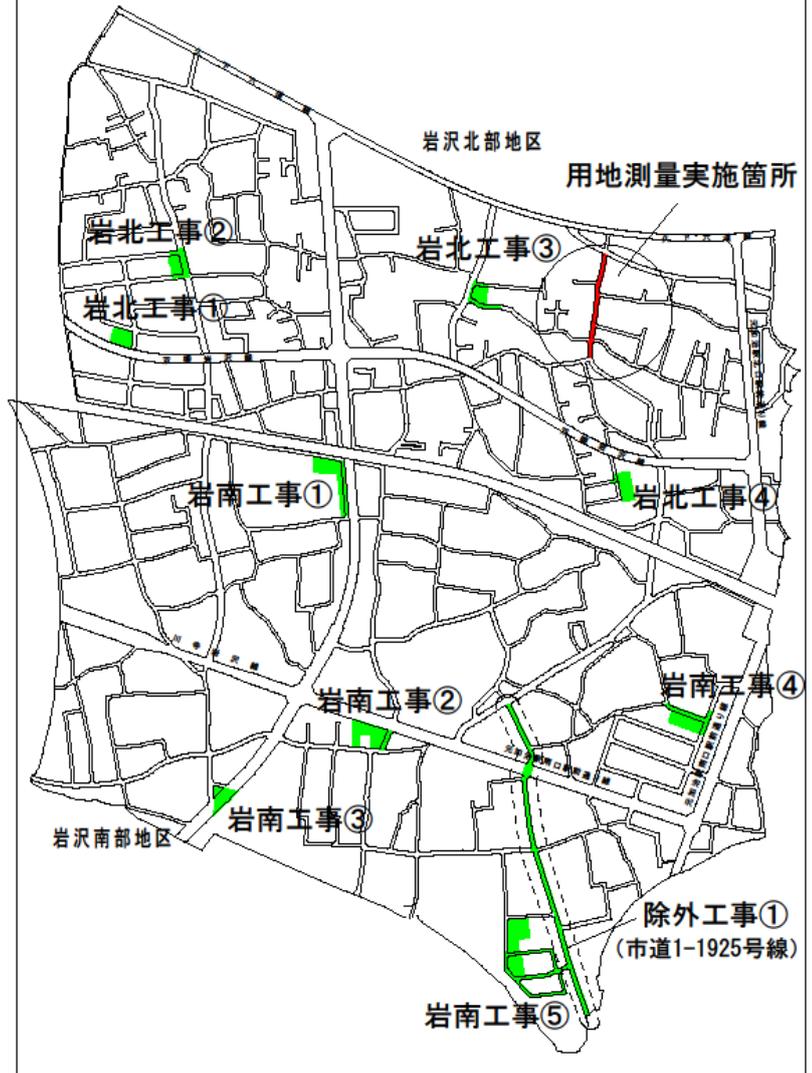
関係する方々には、改めて調査立ち会いなどのご案内をいたします。

【岩沢南部地区】

岩沢北部地区と同様に、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などをそれぞれ予定しています。道路整備については、旧市営住宅跡地の東側道路（市道 1-1925号線）を、引き続き道路側溝や雨水対策及び舗装工事を市道1-7号線までの区間について予定しています。また、阿岩橋から北上する阿須小久保線の整備を推進するほか、岩沢郵便局付近の交差点改良のため、用地買収なども行う予定です。

これらの事業の推進にあたり、地区住民の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成25年度 岩沢北部・南部地区工事等予定箇所図



事業進捗状況

事業進捗状況についてご報告します。

【岩沢北部地区】

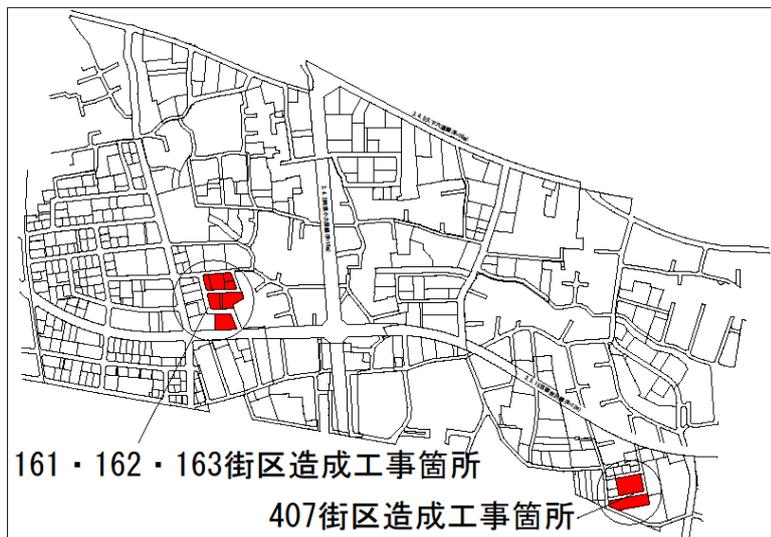
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

仮換地指定率 22.6%

使用収益開始率 13.9%

建物移転済戸数 61戸

建物移転進捗率 43.3%

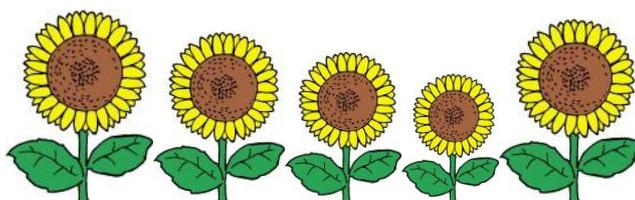


平成 24 年度の主な工事実施箇所

<161・162・163 街区造成工事箇所>



<407 街区造成工事箇所>



【岩沢南部地区】

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

仮換地指定率 12.4%

使用収益開始率 6.4%

建物移転済戸数 82 戸

建物移転進捗率 48.8%



平成 24 年度の主な工事実施箇所

〈阿須小久保線道路築造工事箇所〉



〈D26 街区造成・区 9-2 号線道路築造工事箇所〉



都市計画（区域）及び事業計画の変更

都市計画区域及び事業計画の変更を平成 25 年 3 月 27 日付で公告しました。
これにより、今年度より仮換地指定の拡大を図ります。

①都市計画の種類

- ・飯能都市計画 岩沢北部土地区画整理事業の変更（区域）
- ・飯能都市計画 岩沢南部土地区画整理事業の変更（区域）

②土地区画整理事業の種類

- ・飯能都市計画事業 岩沢北部土地区画整理事業計画（第 4 回）の変更
- ・飯能都市計画事業 岩沢南部土地区画整理事業計画（第 4 回）の変更

土地区画整理事務所からのお知らせ

○空間放射線量の測定結果について

市民の方が利用される旧事務所や一部開放している広場などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を実施しました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成25年5月15日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv/h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
岩沢北部	旧岩沢北部事務所	2地点	0.09	0.08
岩沢南部	旧岩沢南部事務所	1地点	0.09	0.08
	岩沢 明王寺西側広場	1地点	0.07	0.07

いずれの地点においても除染が必要な $0.23\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト）を超える地点はありませんでした。

笠縫及び双柳南部地区についても、同程度の測定結果となっています。

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けますことになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けますことになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

○保留地（宅地）公売のお知らせ

当区画整理事務所では、今年度も笠縫・双柳南部地区で保留地（宅地）を公売します。

土地をお探しの方は区画整理事務所までお問い合わせください。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042(973)8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp